

亀岡市告示第184号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年8月27日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

指定を解除した区域及び面積

区域	面積（㎡）
亀岡市大井町小金岐2丁目53番1	1,533